

介護予防・日常生活支援総合事業 通所型A ケアガーデン新幸 料金表

【基本部分】

サービスの内容		基本利用料 ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担1割の場合 /基本利用料の1割) ※(注2)参照
通所型独自サービス1回数	通所型サービスAを1週間に1回程度利用した場合(1回につき) ※1月の中で全部で4回まで【要支援1・事業対象者】	3,030円	303円
通所型独自サービス2回数	通所型サービスAを1週間に2回程度利用した場合(1回につき) ※1月の中で全部で5回から8回まで【要支援2・事業対象者】	3,120円	312円
通所型独自サービス1 ※(注1)	通所型サービスAを1週間に1回程度利用した場合 (1月につき)【要支援1】	13,180円	1,318円
通所型独自サービス2 ※(注1)	通所型サービスAを1週間に2回程度利用した場合 (1月につき) 【要支援2・事業対象者】	27,020円	2,702円

(注1) 通所型サービスAの費用については、基本的に1回当たりの金額により算定しますが、1回当たりの金額により算定した1月当たりの基本利用料の合計が、要支援1の方は、13,180円を超えた場合、要支援2及び事業対象者の方は、27,020円を超えた場合には、1月当たりの金額で、それぞれ13,180円、27,020円となります。

(注2) 上記の基本利用料は、市町村が要綱等で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注3) 前ページ本文にも記載のとおり、介護予防サービス費等の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額		
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)	
生活機能向上グループ活動加算	利用者へ日常生活上の支援のための活動を行った場合(1月につき) ※ただし、運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合は算定しない。	1,000円	100円	
事業所評価加算	当該加算の算定基準に適合し、かつ、評価対象期間中、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上になった場合(1月につき)	1,200円	120円	
サービス提供体制強化加算Iイ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(注)(1月につき)	要支援1 事業対象者	720円	72円
		要支援2 事業対象者	1,440円	144円
介護職員処遇改善加算I	当該加算の算定要件を満たす場合 (注) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の5.9%	左記額の1割	